

(6) 出土馬具類の馬装組成

梅澤重昭

綿貫観音山古墳副葬遺物類のなかでは、その種類・出土量において、馬具類の占める割合は、他を抽んでた内容である。それらの馬具類の出土部位は、屍床部左側壁際から玄室左側壁際に沿って、約3.5mの範囲にあり、他の部位には存在しない（第15図）。しかも、屍床部位に、挂甲小札群に混入する状態で出土した金銅製環状鏡板付轡と金銅製花弁形鈴付雲珠・同辻金具、および、鉄地金銅張製革帶当金物類が側壁際から離れて存在した以外は、いずれも側壁際の側溝に落ち込んだ状態で残存した。馬具類の副葬が、屍床部側部からその前面約2.0mにかけての左側壁際に配置場所を特定して、なされたものであることが見て取れる。ちなみに、対する右側壁際には、屍床手前に銅製水瓶をはじめとする飲食物供用の須恵器・土師器類、玄室入口部に近い部位には飲食物貯蔵用の須恵器類が配置されていた。

以上のごとき、出土状態を示す馬具類については、第3章5においてその出土部位を詳細に述べている。それらの種類、出土量において豊富な内容を誇る馬具類がどのような馬装組成をなすものなのか。頭部装具の中核を示す轡類を基準にすれば、少なくとも4頭分の馬装セットが考えられる訳であり、その馬装具の組成の検討は、埴輪馬が複数頭配列され、しかも、それら埴輪馬個々の馬装表現に相違が見られるという事実とも与って、馬匹を葬送儀礼に必要な動物とした本古墳の造営社会の死後世界観を解明する上で避けられないものと考える。

よって、本綿貫観音山古墳における副葬馬装具の馬装組成について以下検討を試みることとする。

① 轡類の出土位置に見られる馬装組成

本綿貫観音山古墳に副葬された馬装具類は轡類の出土位置に見るかぎり、4式が一括して1カ所に集め置かれたものではない。他のパーツと、それぞれがある纏まりをもって配置されたものと推定されるが、4式とも同一の馬装組成を示すものではなく、異なる馬装組成のものが4式副葬されたとするのが

適わしい。そこで、4具の轡を基準とする馬装組成の馬具類の出土位置から検討することとする。

(a) 金銅製環状鏡板付轡を伴う馬装具

既述のごとく、本轡の出土位置は、屍床部中央位から左側壁に寄った部位（左壁より1.1m、奥壁より1.2m）で、左側壁側から崩落した挂甲の小札の散布範囲の外縁位に小札に埋没する状態で面繫革帶に装着したと思われる鉄地金銅張製革帶当金物と金銅製花弁形鈴付雲珠、および、同辻金具と一体の状態で出土した。左側壁際に挂甲・胄とともに配置されていたものが屍床上に崩落したものと思われる。すると、本面繫・轡を組成とする頭部馬装具は屍床真横に近い左側壁際に挂甲・胄とともに配置されたものであり、他の体部馬装具が認められることから見て、頭部馬装具のみをもって一具をなす馬装であり、それが、他には見られない綺羅なる装飾性に富んだ金銅製のものであり、遺骸に近い位置に配置されたものという点においても、格別な取り扱われをされた馬装具であったことが見て取れる。

(b) 鉄製鐸轡を伴う馬装具

(a)の金銅製環状鏡板付轡が側壁際に配置されたものとすると、それから約0.7mばかり入口方向に離れた屍床左側壁側溝内に崩落した状態で残存した。鉄製膳当と挂甲小札が付近に散在したが、馬装具としては、銅製環鈴2点が伴存した。3点出土した銅製環鈴のうちの2点であり、他の1点は、これらとは約2.6m離れて鞍後輪部分の金銅製鞍橋表飾板と伴出している。銅製環鈴が3点一式で馬装具の一部を組成するものとするなら、その残存位置から推して、本鉄製鐸轡は、その曳手綱に銅製環鈴を装着していた可能性は充分に推定できる。体部馬装具の残存は、近接部位には認められない。金銅製環状鏡板付轡の頭部馬装具と同様、頭部馬装具のみをもって配置されたものであろう。

(c) 鉄製環状鏡板付轡を伴う馬装具

(b)の鉄製鐸轡から約0.5mの間隔を取って残存した。屍床前面の闕石の側壁に接する付近で側溝内に落ち込む状態で残存したが、(d)の鉄地金銅張心葉形

2. 遺物に関する考察

鏡板付轡と約0.7mの間隔を取って、両者の間を埋めるように、体部馬装具であるところの、鉄製革帶当金物、金銅製歩搖付雲珠、および、同辻金具類、鉄製雲珠、および、同辻金具類が残存した。また、帶当金物として、鉄製鉗具・金銅製鉗具、鉄製鞍鞍金具類も残存した。本轡の仕様・規格は、鉄製革帶当金物と鉄製雲珠、および、同辻金具類のそれと共に通するところがあり、頭部馬装具と体部馬装具と一式を組成するものであろうことが推定される。すると、体部馬装具の主具である鞍・鐙の存在と、組合せが注意されるが、鞍は金銅製鞍橋（前輪・後輪）が一具、本轡残存部位から約1.6m間隔を置いて残存しているのみである。その仕様・規格は、むしろ、後述する(d)鉄地金銅張心葉形鏡板付轡に共通する。しかしながら鐙は2具、すなわち、鉄製壺鐙と木胎漆塗壺鐙が残存する。鐙が鞍の一部をなすものであることは確かなところで、鉄製鞍鞍金具も4点、すなわち2対分が残存した。すると、腐失してしまったが、鐙2具のうちの一具と組成をなす木鞍、あるいは塗鞍のいずれかが存在したことが推定される。残存する鐙2具のうち、仕様・規格面で本轡に共通するつくりのものは鉄製壺鐙とするのが適わしい。また、鉄製革帶当金物類や鉄製雲珠、および、同辻金具も共通する仕様である。騎乗馬装を表す一式の馬装具であったと推定されよう。

(d) 鉄地金銅張心葉形鏡板付轡を伴う馬装具

轡4具のなかでは、尻床部から最も離れて残存したものであるが、体部馬装具の併存したもののうち(c)の鉄製環状鏡板付轡にともなう体部馬装具を除くと、金銅製鏡板の仕様規格に共通するのは、金銅製歩搖付雲珠、および、同辻金具類と、その帶当金物（含む鉗具類）、金銅製心葉形杏葉、そして金銅製鞍橋（前輪・後輪）表飾板が該当する。騎乗馬装を組成する一式の馬装具が推定される。

以上のごとく4具の轡類を中心とする馬装具の副葬は、尻床左側壁際から玄室のほぼ中央位にかけて、(a) 金銅製環状鏡板付轡の頭部装具と、(b) 鉄製鐙轡の頭部装具を約0.7mの間隔を取って配置し、さら

に、約0.5mの間隔を取って、(c) 鉄製環状鏡板付轡の頭部装具、さらに約0.7mの間隔を取って、(d) 鉄地金銅張心葉形鏡板付轡の頭部装具を配置されたものであり、4具の頭部馬装具類は0.5m～0.7mの意図された間隔をもっていることが看取できる。そして、これら4具の頭部馬装具のうち尻床部前面位に配置された後者の2具が、体部馬装具類を伴って副葬されたものであることは、ほぼ間違いないものと推される。

すなわち、綿貫觀音山古墳の副葬馬装具類は頭部馬装具の4式から構成される。これに対して体部馬装具の鞍の残存は鞍橋表飾板が前輪・後輪の一具分であるが、鞍金具は4点が残存し、鞍2具が存在したこととは間違いないところであろう。これに見合うかたちで鐙は2具が残存しているのであり、鞍を主体とする体部馬装具は2式ということになる。すなわち、4式の馬装具のうち2式は、鞍を主体とする体部馬装具を伴わないものということになり、このことは、牽曳用馬装具が2式、騎乗用馬装具が2式副葬されたことになり、第47表のごとき組成を持ったものであったことが推定される。

第47表 出土馬装具4式の組成推定復原

種別	頭部馬装	体部馬装
1 牽曳用馬装	轡・面繫・手綱	無し(裸馬)
2 牽曳用馬装	轡・面繫・手綱	無着鞍・帶具のみ
3 騎乗用馬装	轡・面繫・手綱	着鞍・帶具・同装飾
4 騎乗用馬装	轡・面繫・手綱	着鞍・帶具・同装飾

そして、上記のごとく、2種に類別した馬装具も、これを仔細に検討すると、牽曳用馬装、騎乗用馬装とも、まず、頭部馬装具において装飾性に富んだ金銅装のものと、あえて分類するならば実用的で装飾性のない馬装具とが存在し、騎乗用馬装においても、金銅装で極めて装飾性に富んだ馬装具と、鉄製装具で重装備を意図した馬装具とに分類できる。

② 馬装4式に見る組成内容

以上のごとく、牽曳用馬装と、騎乗用馬装の2種類に分類され、しかも、その内容が豊富な4式の馬装は、被葬者が希求された神饌世界での生活のために欠かすことの出来ないものと想定した馬匹を、そ

の神懲世界での使役に供奉させるべく用意した相応の馬装具であったとするべきであろう。とするならば、本古墳副葬馬装具、4式の組成は、被葬者の死後世界観、延いては、その地位、権威を表象するものとして、無視出来ないものであろう。よって、副葬馬装具4式の組成について、その復原を試みることとする。

(a) 金銅製環状鏡板付轡の馬装

最も遺骸に近い位置に配置されたもので、それが、他の副葬馬装具には見られない綺羅奢侈的な性格を示すもので、それが、極めて儀器的、象徴的性格を示すものであることは理解できるものであろう。同位置に残存した鉄地金銅張製革帶当金物類、金銅製鉗具類や金銅製花弁形鈴付雲珠の1点、同辻金具3点が面繫の装飾具であることは、第3章5-(5)において推定し、その面繫装飾仕様については復原を試みたところである。

体部頭装具のなかには、本頭部馬装具と伴出したものはない。仮に、本頭部馬装具と表飾材質において仕様を同じくする体部馬装具があるとすれば、それは、金銅製品をもって当てられたとするのが最も妥当であろう。金銅製品とされる体部馬装具の主なる位置を占めるのは、現存するものの中では、鞍橋表飾板であり、体部装飾具としては、金銅製心葉形杏葉、金銅製歩搖付雲珠、および辻金具類が存在する。しかしながら、それらの帶革部への装置仕様は、頭部馬装具としての面繫飾当金具や雲珠、辻金具がいずれも鋸留め構造なのにたいして、鍛潰し締めの構造で、仕様を異にしている。帯幅の規格も一致しない。本頭部馬装具は体部馬装具とはセットを成さない単独の頭部馬装具と推定され、轡4具のなかでは、最も小形である。

よって、本頭部馬装具は、仔馬、または若駒用の頭部装飾を施した牽曳用装具とすべき性格を見てとることが出来よう。

(b) 鉄製鑓轡の馬装

前述したごとく、面繫部位の飾当金具などの伴出は認められないが、銅製環鈴2点が共伴する状態で

残存した。銅製環鈴が鳴器として、馬体のどの部位を装飾したか、これを着装するには、緒あるいは綱などで結えて吊ったものと推定されるが、それが頭部馬装の轡と伴出していることは、手綱に結えたものとするのが無理がない。離れて1点残存した環鈴1点も、長目の牽曳用手綱の末端部に結ばれたものとすると理解できる。無装飾面繫に環鈴装着牽曳手綱を結絡した頭部馬装具であり、体部無装裸馬のものを推定するのが妥当であろう。

(c) 鉄製環状鏡板付轡の馬装

付近からは、頭部馬装具の面繫装飾と推定できるものは残存しない。他古墳出土の同型式の轡事例に比べると、造りが大形であり、環状鏡板立聞の面繫帶革通し穴も $3.8 \times 0.7\text{cm}$ と、やや幅広であり、その仕様は同一規格の鉄製雲珠と同辻金具と鉄製革帶当金物と共に、またそれが鉄製壺鑓とも類似するところは、他の伴在した体部馬装具に比して強く認められるところである。よって、本轡に伴う体部馬装具は、残存するもののなかでは鉄製革帶当金物・同雲珠および同形辻金具と、鉄製壺鑓という組成が妥当と考えられる。そして、鉄製壺鑓とセットになる鞍は腐材滅失したものと推定される木鞍、または塗鞍ではなかったかと推定したい。騎乗用馬装2式のうちの1式であり、しかも、それが、金銅装など綺羅な装飾を有しない手のものであったことが推定される。

(d) 鉄地金銅張心葉形鏡板付轡の馬装

以上、3式の馬装を推定した残りの馬装具は、金銅製で綺羅な装飾性に富む金銅製鞍橋表飾板と金銅製心葉形杏葉、歩搖付雲珠および同形辻金具、それに木胎漆塗壺鑓ということになる。そうしたなかで、金銅製歩搖雲珠の座金の帶留足部と金銅製心葉形杏葉の立聞の帶留仕様は同一であり、これがセットをなすものであることは間違いないものと考えられる。また、この帶部結絡の仕様は、鏡板付轡立聞部とも共通する。一式をなすものとするのが妥当であろう。しかしながら、金銅製歩搖付雲珠、および、同形辻金具は、出土点数が77点という多量であり、

2. 遺物に関する考察

その形態は、第3章5-(7)において分類を試みたとおり、7種に分類出来、その馬装具としての装着仕様は、単に馬体部尻繫辻部等を装飾するだけのものでない量であることは明らかである。その一部は頭部・頸部を装飾する具としてのものであり、尻部の装飾は特別な装着帶あるいは尻覆等を用意し、それに装着したのではないかということも視野に入れて論じなければならないであろう。いずれにしても金銅製の鏡板付轡、鞍橋の前輪・後輪に金銅製表飾板を飾る塗鞍と漆仕上げの壺鑑の組成は、他に見られない大形の金銅製心葉形杏葉や、多量の金銅製歩搖付雲珠、および、同形辻金具を装飾するにふさわしい仕様・規格であり、それらが、騎乗用馬装具の体

を成すものとはいいながら、馬体全体を絢爛・豪華に飾った儀装する飾馬用の馬装具とするのが適わしい。

以上、4式の馬装を表に整理すれば、第48表のとおりであり、牽曳用馬装具と騎乗用馬装具の2種に分類出来、さらに、それぞれが、鉄製、すなわち「くろがね造り」と金銅装の表飾をもつ、すなわち「くがね造り」のものに分類出来る。

「くろがね造り」「くがね造り」の牽曳用馬具と騎乗用馬具を1式ずつ、計4式をそろえて副葬したのが、本綿貫觀音山古墳の副葬馬装具ということになる。

第48表 出土馬装具4式の組成を構成する馬具一覧

種別	馬頭部装具					馬体部装具								備考
	轡	面 面 帶 當 金 物	繫 繫 裝 飾 具	面 面 帶 當 金 物	手綱・同 付 屬 具	鞍	鐙	胸 帶 當 金 物	胸 帶 裝 飾 具	尻 帶 當 金 物	尻 帶 裝 飾 具	鞍金具		
牽 曳 馬 装	1 く が ね 造 り	金銅製環状鏡板付轡	① ② 金銅製鉄 地金銅張 革帶當金物	① ② 金銅製花弁 形鈴付辻金 具	① ② 金銅製心葉 形杏葉	皮紐 一部残	無し	無し	無し	無し	無し	無し	裸馬	
	2 く ろ が ね 造 り	鉄製鍵轡	鉄製鉄 具			銅製環 鉄 太織布紐 一部残	無し	無し	無し	無し	無し	無し	裸馬	
騎 乗 馬 装	3 く が ね 造 り	鉄地金銅張心葉形鏡板付轡	① ② 同留金具	無し	(腐失)	金銅製鞍橋表 飾板	① ② 金銅製鉄 木胎漆塗壺 鑑	皮帶(腐失)	金銅製心葉形杏葉	皮帶(腐失)	① ② 同留金具	① ② 金銅製步搖付 辻金具	鞍金具 飾り馬	
	4 く ろ が ね 造 り	鉄製環状鏡板付轡	鉄製鉄 具	無し	(腐失)	鞍橋無表飾塗鞍?	① ② 鉄製壺 鑑	皮帶一部残	① ② 鉄製留金具	皮帶一部残	① ② 鉄製留金具	① ② 鉄製辻金具	鞍金具 飾り馬	